

第48回広島県民スポーツ大会

開 催 要 項

総 則

1 目 的

広く県民各層がスポーツに親しむために参加する行事として、スポーツ精神を高揚し、県民の健康と体力の向上を図るとともに、青少年の健全育成を目的とした、スポーツ少年団の拡充・発展を図り、もって本県スポーツの普及振興に寄与しようとするものである。

2 主 催

公益財団法人広島県スポーツ協会

3 共 催（実施競技の県競技団体）

広島県・一般財団法人広島陸上競技協会・広島県柔道連盟・一般財団法人広島県剣道連盟・広島県ソフトボール協会・一般財団法人広島県バスケットボール協会・一般財団法人広島県バレー協会・広島県ソフトテニス連盟・広島県バドミントン協会・一般社団法人広島県卓球協会・広島県空手道連盟・広島県ゴルフ協会

4 後 援

広島市・広島市教育委員会・呉市・呉市教育委員会・三原市・三原市教育委員会・尾道市・尾道市教育委員会・庄原市・庄原市教育委員会・東広島市・東広島市教育委員会・北広島町・北広島町教育委員会・公益財団法人広島県スポーツ振興財団・公益財団法人久保スポーツ振興基金

5 実施方針

(1) 一般の部（当該年4月1日現在、18歳以上の者）

- ① 大会を県大会と市・町大会(予選会)に分ける。
- ② 県大会への参加は、各競技毎に定めるチーム(選手)数により市・町体育(スポーツ)協会が推薦するチーム(選手)とする。
- ③ 参加資格・競技方法等は、各競技毎に別に定める。

(2) スポーツ少年団の部

- ① 大会は全県的規模の競技別交流大会とする。
- ② 参加者は原則として当該年度スポーツ少年団登録者（指導者・役員・スタッフ・団員）とするが、今後のスポーツ少年団の拡充を図り、青少年の交流を目的とするため、未登録者の参加も認める。
(但し、参加料については別途定めるとおりとする。)
- ③ 参加人数制限・競技方法等は、各競技毎に別に定める。

(3) 総合型地域スポーツクラブの部

総合型地域スポーツクラブの発展と各クラブ間の交流を図るため、原則として各クラブの持ち回り開催とし、主管するクラブがその特色を活かし、競技・種目・内容を決定する。

6 表 彰

各種別毎にそれぞれ3位まで表彰する。（ブロック毎に順位を決める競技は2位まで）

7 参加申込方法

(1) 一般の部[市・町大会(予選会)の申し込み・問い合わせは、各市・町体育(スポーツ)協会]

- ① 各市・町体育(スポーツ)協会長が公益財団法人広島県スポーツ協会長宛申し込む。
- ② 申込書は、所定の様式により各競技別に3部作成し、2部を下記に提出する。

提出期限 各競技毎に別に定める。

提出先 〒730-0011 広島市中区基町4-1 県立総合体育館内

公益財団法人広島県スポーツ協会 電話(082)221-4600

(2) スポーツ少年団の部[各団(チーム)の申し込み・問い合わせは、各市・町スポーツ少年団
または各市・町体育(スポーツ)協会]

① スポーツ少年団登録団は、各市・町スポーツ少年団本部長が広島県スポーツ少年団本部長
宛申し込むものとするが、未登録団(チーム)は各市・町体育(スポーツ)協会長が公益財団
法人広島県スポーツ協会長宛申し込むこともできる。

② スポーツ少年団登録団は、各市・町スポーツ少年団で当該年度の登録を確認し、指導者・
役員・スタッフ・団員名が確認できるものを添付する。この場合、参加申込書のチーム名は
登録団名とし、登録団と違うチーム名で参加することはできない。

③ 申込書は、所定の様式により各競技別に3部作成し、2部を下記に提出する。

提出期限 各競技毎に別に定める。

提出先 〒730-0011 広島市中区基町4-1 県立総合体育館内

広島県スポーツ少年団 又は 公益財団法人広島県スポーツ協会

電話(082)221-4600

(3) 総合型地域スポーツクラブの部は、別に定める。

8 参加負担金

(1) 一般の部

参加者(監督・コーチ・マネージャー・選手) 一人 500円

(2) スポーツ少年団の部

① スポーツ少年団に登録している参加者(監督・コーチ・選手) 一人 300円

② スポーツ少年団未登録の参加者(監督・コーチ・選手) 一人 500円

(3) 総合型地域スポーツクラブの部は、別に定める。

(4) (1)・(2)の納入方法

① 各市・町体育(スポーツ)協会、各市・町スポーツ少年団が取りまとめ、申込みと同時に納
入するものとする。

② 申込書提出の際は、別途定める納入通知書を同封する。

③ 納入先 広島銀行 県庁支店

普通預金 No.0635154

口座名義 公益財団法人広島県スポーツ協会 会長 荘田 ともひで
かりた ともひで

9 参 加 章

役員・競技役員・監督・コーチ・マネージャー・選手には参加章を交付する。

10 そ の 他

① 組合せは主管競技団体にて行う。

② 参加者の傷害については応急手当のみとする。

県大会当日スポーツ傷害保険に加入するが、スポーツ少年団の部に参加する者はスポーツ安
全保険又はそれに準ずる保険に加入していることを条件とする。

③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加にあたっては各競技毎に別に定める注意事
項を遵守すること。